

(別紙3)

和 解 条 項

1 被告らは、被告らが行った次の各行為に関して、今後、次項以下に定める内容に従ってデモ、ビラ配布、演説、拡声器等による街頭活動（以下、「抗議行動」という。）を行うことを確認する。

- (1) 原告銀行の本店、支店における拡声器を用いた抗議行動
- (2) 原告銀行茅ヶ崎支店において、拡声器を用い、原告従業員を特定できる表現を用いた抗議行動
- (3) 原告代表取締役の自宅近辺における、二度の抗議行動
- (4) 記者会見で行った、原告銀行と反社会的勢力が関係があるとの発言
- (5) 原告銀行が参加する就職関連行事における抗議行動
- (6) 原告銀行に係る訴訟外におけるスラップ訴訟との発言及びオウム真理教、旧統一教会等のカルト集団に言及した発言

2 (1) 被告らは、原告銀行の本店、支店、営業所付近において抗議行動を行う場合、原告銀行の業務を現実には阻害しない態様として、本店、支店、営業所内の主要な出入り口の外壁付近において85デシベルの音量を超過しない態様で実施するものとする。

(2) 被告らは、上記85デシベルの音量を超過しない態様を客観的かつ即時に確認する方法として、本店、支店、営業所の上記外壁付近において、騒音測定器（デジタル表示、環境騒音アラーム機能付き、データロギング機能付きのもの）を抗議行動の際に設置し、データログ（記録）を当該抗議行動の日から少なくとも1週間、保存することを約束する。

(3) 被告らは、前記抗議行動の際に、原告銀行の従業員等から上記音量の上限を超えているとの申出があったときは、直ちにいったん抗議行動を中止して、上記従業員等と被告らにおいて、上記音量の確認をすることとする。

- 3 被告らは、原告銀行が被告らに通知した上で原告銀行が参加している就職関連行事が実施されている会場の敷地内及び出入り口付近においては、抗議行動を行わないものとする。
- 4 被告らは、原告銀行代表取締役の自宅の半径150メートル以内において抗議行動を行わないものとする。
- 5 被告らは、原告銀行の役員（代表取締役を除く。）及び従業員の自宅を認識した場合はその半径150メートル以内において抗議行動を行わないものとする。
ただし、当該自宅が原告銀行の本店、支店、営業所付近に位置する場合において、被告らが2項及び8項に定める態様で行う抗議行動は除く。
- 6 被告らは、原告銀行との正当な取引目的なく、原告銀行の本店、支店、営業所の建物内に立ち入らない。
- 7 被告らは、原告銀行の本店、支店、営業所の建物内（ATMコーナーを含む。）において、ビラやチラシ等の配布及び散布を行わない。
- 8 被告らは、抗議行動において原告銀行の役職員の個人名あるいは当該個人を特定出来る表示（例、〇〇支店の支店長Kさん等）を行わないものとする。ただし、別紙4報道機関一覧記載の報道機関による既報事実を引用する場合であって、本和解条項に記載の内容に従う抗議行動による場合はこの限りではない。
- 9 被告らは、本件訴訟について、今後、手段のいかんを問わず「スラップ訴訟」との表現を一切行わないものとする。

- 10 原告らと被告らは、抗議行動、配信、印刷物の記載、意見表明、その他の活動に際し、名誉毀損その他の不法行為を行わないことを相互に確約する。
- 11 被告らは、訴外スルガ銀行不正融資被害者同盟（S I 被害者同盟）の会員に対して、本和解の内容を周知し、これに反する行為を行わないように要請するものとする。
- 12 原告らは、被告らに対するその余の請求を放棄する。
- 13 原告ら及び被告らは、本和解条項の履行に関する疑義あるいは紛争が生じた場合は、誠実に協議を行うものとする。ただし、早期に協議が整わない場合に他の手段を用いることを制限するものではない。
- 14 原告ら及び被告らは、原告らと被告らの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、一切の債権債務のないことを相互に確認する。
- 15 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上

(別紙 4)

報 道 機 関 一 覧

1 新聞社

株式会社読売新聞グループ本社（読売新聞）
株式会社朝日新聞社（朝日新聞）
株式会社毎日新聞社（毎日新聞）
株式会社日本経済新聞社（日本経済新聞）
株式会社産業経済新聞社（産経新聞）
株式会社北海道新聞社（北海道新聞）
株式会社中日新聞社（中日新聞・東京新聞）
株式会社西日本新聞社（西日本新聞）
株式会社河北新報社（河北新報）
株式会社静岡新聞社（静岡新聞）
株式会社京都新聞ホールディングス（京都新聞）
株式会社神戸新聞社（神戸新聞）
株式会社中国新聞社（中国新聞）
株式会社沖縄タイムス社（沖縄タイムス）
株式会社琉球新報社（琉球新報）

2 雑誌社

株式会社文藝春秋（週刊文春・文藝春秋）
株式会社新潮社（週刊新潮・フォーサイト）
株式会社朝日新聞出版（AERA・週刊朝日）
株式会社講談社（週刊現代・FRIDAY・現代ビジネス）
株式会社小学館（週刊ポスト・SAPIO）
株式会社日経BP（日経ビジネス・日経トレンディ）

株式会社ダイヤモンド社（週刊ダイヤモンド）

東洋経済新報社（週刊東洋経済）

株式会社プレジデント社（PRESIDENT）

株式会社宝島社（宝島）

株式会社光文社（Smart FLASH）

3 テレビジョン放送事業者

日本放送協会（NHK）及びその系列の事業者

株式会社日本テレビ放送網（日本テレビ）及びその系列の事業者

株式会社テレビ朝日及びその系列の事業者

株式会社TBSテレビ及びその系列の事業者

株式会社フジテレビジョン及びその系列の事業者

株式会社テレビ東京及びその系列の事業者

4 インターネット上の主要報道機関

Yahoo!ニュース（ヤフー株式会社）

朝日新聞デジタル（朝日新聞社）

日経電子版（日本経済新聞社）

毎日新聞デジタル（毎日新聞社）

NHKニュースWEB（NHK）

TBS NEWS DIG（TBSテレビ）

FNNプライムオンライン（フジテレビジョン）

テレ朝news（テレビ朝日）

読売新聞オンライン（読売新聞）

News Picks（株式会社ユーザベース）

LINE NEWS（LINEヤフー株式会社）

S m a r t N e w s （スマートニュース株式会社）

弁護士ドットコムニュース（弁護士ドットコム株式会社）

B u z z F e e d J a p a n／ハフポスト日本版（バズフィードジャパン株式会社）

5 通信社

共同通信（一般社団法人共同通信社）

時事通信（株式会社時事通信社）

6 海外の主要通信社（日本支局）

ロイター（トムソン・ロイター・ジャパン株式会社）

ブルームバーグ（ブルームバーグ・エル・ピー）

A P 通信（A P 通信社）

7 業界・専門新聞

株式会社日刊工業新聞社（日刊工業新聞）

株式会社日本農業新聞（日本農業新聞）

株式会社化学工業日報社（化学工業日報）

株式会社日本海事新聞社（日本海事新聞）

以 上